別表六（二十六）付表　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第２項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、同法第42条の12第１項又は第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

2　「控除対象調整数の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「(7)」から「(9)」までの各欄は、同条第１項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。

3　「雇用者給与等支給増加重複控除額　(12)×$\frac{20又は30}{100}$　(13)」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第91条第１項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消すこと。

別表六(十三)から別表六(十三)付表二までを削る。

別表六(十一)の表中

調整前法人税額（別表一(一)「２」、別表一(二)「２」、別表一(三)「２」又は別表一の三「２」若しくは「28」）	調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）
当期税額基準額 (13)×$\frac{20}{100}$－(別表六(十三)「14」)－(別表六(二十一)「14」)	当期税額基準額 (13)×$\frac{20}{100}$－(別表六(十五)「14」)－(別表六(二十三)「14」)

を

調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「７の㉑」）

を

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉒」）

に、

差引当期税額基準額残額 (14)－(15)－(別表六(十三)「19」)－(別表六(二十一)「19」)

を

差引当期税額基準額残額 (14)－(15)－(別表六(十五)「19」)－(別表六(二十三)「19」)

に、

調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「７の⑳」）

を

調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉑」）

に改め、同表の記載要領第四号中「別表六(二十八)「７」又は別表六(二十八)付表「２」」を「別表六(六)「７」又は別表六(六)付表「２」」に改め、同表を別表六(十四)とし、同表の次に次の一表を加える。